

稚内北星学園大学知的財産ポリシー

平成24年2月7日制定

稚内北星学園大学は「地域社会に貢献し、キリスト教精神の根底にある人間の自由と尊厳を重んじ、平和を愛する人材を育成すること」(学則第一条)を理念としており、地域社会の持続可能な発展を担い、地域の中核となる広く市民に開かれた大学を目指している。

稚内北星学園大学は理念に基づき本学で創出される知的財産を有効に活用した社会貢献を目指し、知的財産の効果的な創出、保護、管理のため、以下のことに積極的に取り組むこととする。

1. 本学から創出された知的財産を活用するため、その権利化を推進する。
2. 本学と地域産業界の連携を密にし、知的財産の活用を通して地域社会への貢献を目指す。
3. 透明性の高い産学連携のため本学の組織・体制を持続的に整備する。

本ポリシーは必要に応じて適宜見直し、より効果的な学術研究の振興と社会貢献を図るものとする。

運用方針

(1) 知的財産の範囲

本学が組織として管理活用を図る知的財産は、特許権となり得る発明、実用新案権となり得る考案、意匠、プログラムの著作物およびデータベースの著作物、半導体集積回路配置、ノウハウ、成果有体物（材料、資料、試作品、モデル品、実験装置等）とする。

(2) 対象者および知的財産の帰属

本ポリシーの対象者は稚内北星学園大学（以下「本学」という。）と雇用関係にある常勤職員・非常勤職員等（以下「職員」という。）とする。職員が本学の資金、人的物的資源等を使用して行った研究等により生じた知的財産(以下「職務発明等」という。)は原則として本学に帰属するものとする。ただし、本学が承継しないと決定した知的財産に係る権利は創作した職員に帰属する。

また、本学の学生・研究生等（以下「学生」という。）が創出した知的財産に係る権利は、原則として当該学生個人に帰属する。ただし、学生が職員の研究に参画あるいは本学の業務に従事した際に、知的財産の創出に寄与した場合は、本学と当該学生との間で学生が創出に寄与した知的財産の取り扱いについて合意をし、かつ知的財産が創出されたときに本学と当該学生との間で譲渡契約を締結した場合は、当該学生の知的財産に係る権利は本学が承継する。

(3) 知的財産に関わる体制

本学は、学内に知的財産を取扱う委員会（以下「委員会」という）を設置する。委員会は、本学における知的財産の発掘、権利化、管理等を行うとともに、知的財産に関する総合的な窓口機能を担う。委員会は、本学の研究成果と知的財産を社会へ発信し、その円滑活用を図ることにより社会への還元に努めるものとする。

(4) 手続き

本学の職員は、職務発明等を創出した場合、学長へ速やかに届け出を行うものとする。

(5) 出願と権利化

本学は承継した職務発明等について権利化、処分等を行うことができる。

職務発明等を特許権や実用新案権とするための出願形態は、本学による単独出願のほか、企業等との共同研究成果等である場合は、寄与率を反映した共同出願を実施することがある。

知的財産に係る権利を維持しないと本学が判断した場合は、その権利等を発明者に返還する。

(6) 知的財産に係る権利の活用と補償金等

本学は承継した知的財産に係る権利を活用する場合、社会貢献、利益相反および公共の福祉等を十分に勘案するほか、承継した知的財産に係る権利が地域企業および本学発ベンチャー企業などが利用しやすいように努める。

本学が承継した知的財産については、創作した職員に別途定める補償金等支払い細則に基づき、補償金および実績補償金（以下「補償金等」という。）を支払う。継続的な補償金等の支払いがある場合は、職員が転退職又は在籍関係等終了後もこれを継続する。